

第8回 船橋市景観総合審議会

議案第1号

景観重要建造物等の指定について

(付議)

景観重要建造物等の指定について

「船橋市景観計画」（平成22年3月31日告示）における景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針に基づき、地域の良好な景観形成を図るため、景観重要建造物及び景観重要樹木として以下の物件を指定する。

【指定候補物件】

（景観重要建造物）

第4号 御瀧不動尊金蔵寺の大師堂

（景観重要樹木）

第1号 印内八坂神社のイチョウ

第2号 正伯公園のクスノキ

第3号 中央公民館前広場のキョウチクトウ

【指定の方針】

（景観重要建造物）

- 道路その他の公共の場所から望見することのできる建造物
- 船橋市の自然や歴史・文化等の特性が外観に表れた、特徴的な建造物
- 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている建造物
- 地域の景観上、特に優れた特徴を誇る建造物

（景観重要樹木）

- 道路その他の公共の場所から望見することのできる樹木
- 船橋市の自然や歴史・文化等の特性が外観に表れた、特徴的な樹容や優れた樹姿を誇る樹木建造物
- 地域のシンボルとして、広く市民に親しまれている樹木

景観重要建造物の指定

景観法(平成16年6月18日、法律第110号)第19条第1項の規定に基づき、景観重要建造物を次のように指定する。

指定番号	建造物 第4号
名称	御瀧不動尊金蔵寺の大師堂
所在地	船橋市金杉6丁目25番1号
所有者	御瀧不動尊金蔵寺
建築年	嘉永4年(1851年)
構造等	入母屋造 唐破風
規模	間 口： 11.5 m (浜縁含む) 奥 行： 11.5 m (浜縁含む)
備考	

【指定理由】

御瀧不動尊金蔵寺は1423年(応永30年)に創建され、金杉村で不動明王像が出土された後、水が湧き出し滝となったことから御瀧信仰が始まったとされます。境内には、木造の不動明王像が祀られている本堂をはじめ、三重塔や仁王門などの建造物や樹木が立ち並んでおります。中でも大師堂は境内で最も古い建造物であり、約200年前に建立されました。大師堂はかつて本堂として利用され、風格のある伝統的な建築様式(入母屋造 唐破風)を有しています。現在も、大師堂の前の広場では年間を通じて祭事が行われており、来訪者に広く親しまれています。

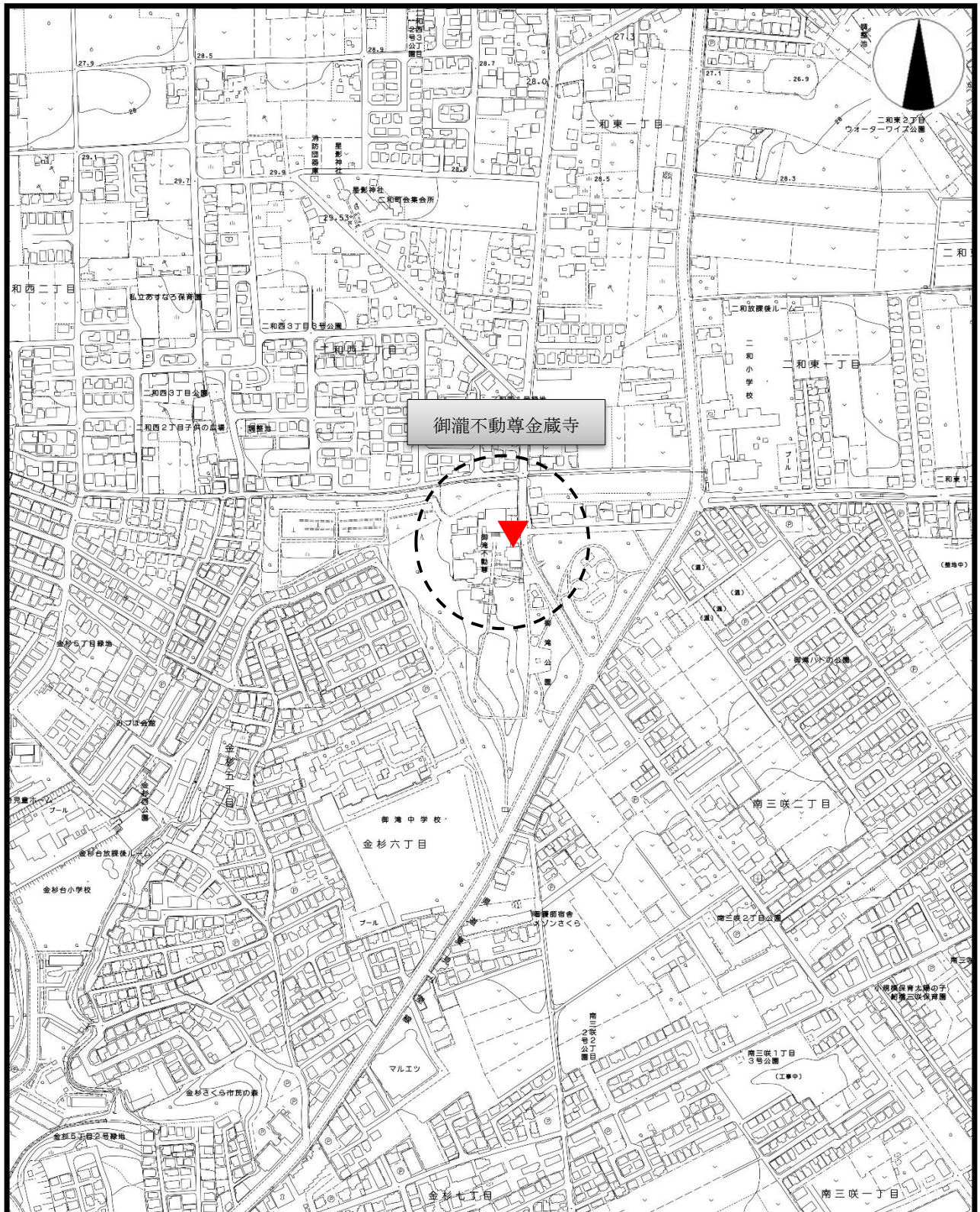
【添付図書】

- 別紙1 現況写真
- 別紙2 位置図
- 別紙3 管理の方針

【別紙1】現況写真



【別紙2】位置図（縮尺：1/5,000）



景観重要建造物の管理の方針

景観重要建造物の所有者及び管理者は、当該建造物が地域の良好な景観の形成に資するため、維持・保全に努めることを基本とし、当該建造物自体に必要な管理の方法に関する事項は、次のとおりとする。

1. 景観重要建造物の良好な景観の維持・保全のために、補修等の必要な措置を講ずるとともに、その状況について定期的に点検・修理を行うこと。
2. 景観重要建造物の付近には、消火器等の消火設備を設けること。
3. 景観重要建造物の滅失を防ぐため、当該建造物の構造、建築設備及びその敷地内の状況を定期的に点検すること。

景観重要樹木の指定

景観法(平成16年6月18日、法律第110号)第28条第1項の規定に基づき、景観重要樹木を次のように指定する。

指定番号	樹木 第1号
名称	印内八坂神社のイチョウ
所在地	船橋市印内2丁目7番8号
所有者	印内八坂神社
樹 齢	約300年
規 模	高 さ： 約24 m 幹 周 り： 3.82m
備 考	

【指定理由】

印内八坂神社は光明寺の隣に位置しています。1733年(享保18年)に疫病が大流行した際、光明寺の住職が京都の八坂神社から神仏習合の神の分霊を勧請し、お寺の隣に祀ったことで神社が創建されたと伝えられています。明治・大正時代には亀戸・浦安・幕張にも同神社の講社が存在し、印内まで多くの参拝者があったとされます。境内には、船橋市の「指定樹木」として複数の樹木がありますが、中でも参道正面にある大イチョウは、印内八坂神社の歴史と共に歩んできた象徴的な巨木であります。当樹木は、社殿や狛犬と一体化し、歴史的特徴が表れた景観を構成しており、秋に黄金色に染まる姿は季節の移ろいを感じさせる風物詩として、地域住民や来訪者に親しまれています。

【添付図書】

- 別紙1 現況写真
- 別紙2 位置図
- 別紙3 管理の方針

【別紙1】現況写真



景観重要樹木の管理の方針

景観重要樹木の所有者及び管理者は、当該樹木が地域の良好な景観の形成に資するため、維持・保全に努めることを基本とし、当該樹木自体に必要な管理の方法に関する事項は、次のとおりとする。

1. 景観重要樹木の良好な景観の維持・保全のために、剪定その他の必要な管理を行うこと。
2. 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病害虫の駆除その他の措置を講ずること。
3. 景観重要樹木の保育の状況を定期的に点検すること。

景観重要樹木の指定

景観法(平成16年6月18日、法律第110号)第28条第1項の規定に基づき、景観重要樹木を次のように指定する。

指定番号	樹木 第2号
名称	正伯公園のクスノキ
所在地	船橋市薬円台5丁目21番
所有者	船橋市
樹 齢	約130年
規 模	高 さ： 約14.5 m 幹 周 り： 4.61 m
備 考	

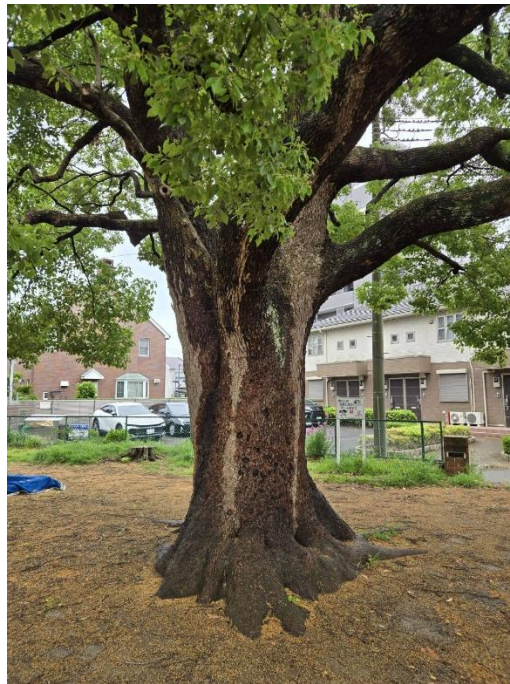
【指定理由】

正伯公園のクスノキは、昭和49年の公園開園当初より、半世紀近くにわたり同園の風景の一部として定着しており、地域住民に親しまれています。公園内で最も大きく育った本樹木の枝ぶりは、夏場には貴重な天然の木陰を提供しています。

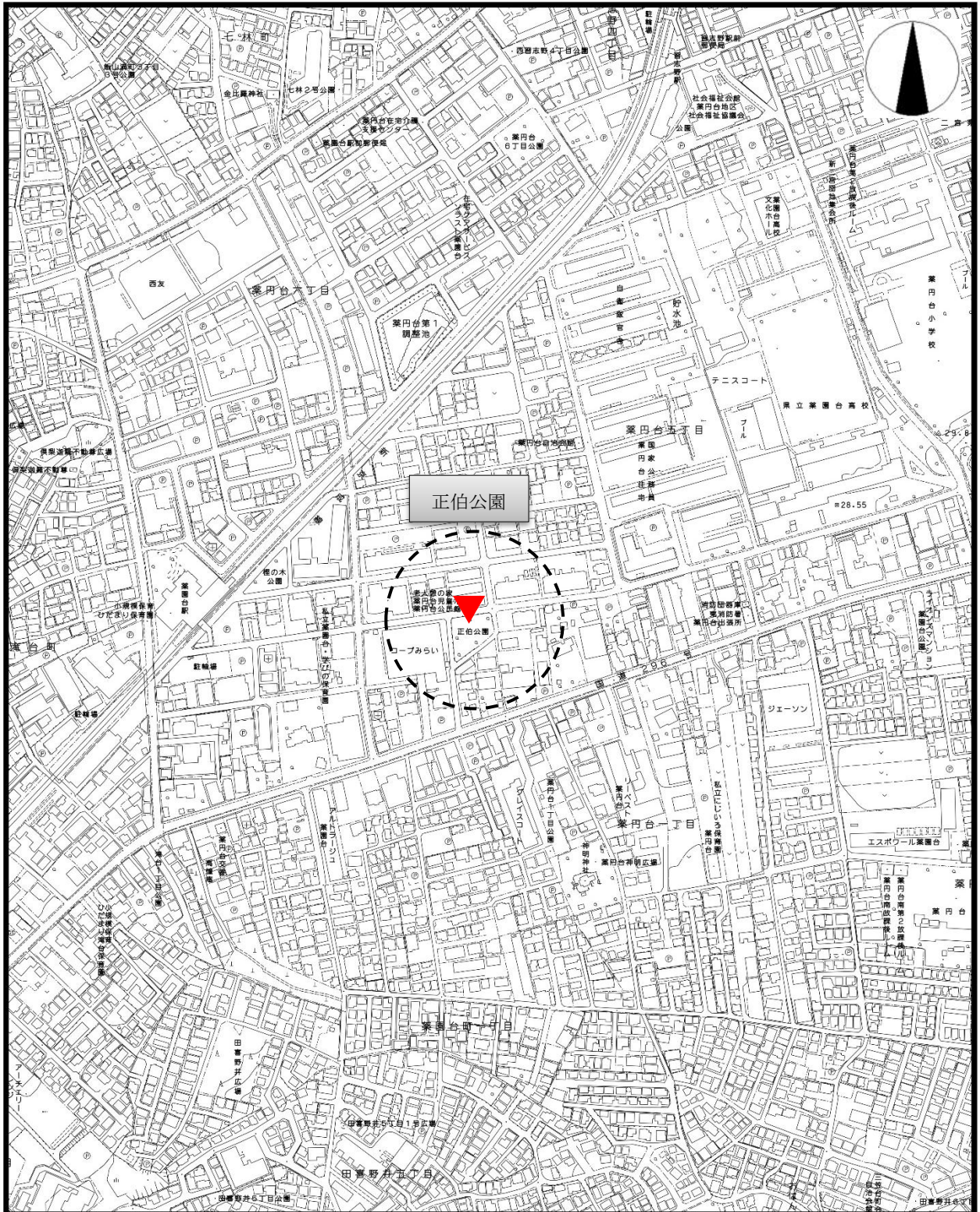
【添付図書】

- 別紙1 現況写真
- 別紙2 位置図
- 別紙3 管理の方針

【別紙1】現況写真



【別紙2】位置図（縮尺：1/5,000）



景観重要建造物の管理の方針

景観重要樹木の所有者及び管理者は、当該樹木が地域の良好な景観の形成に資するため、維持・保全に努めることを基本とし、当該樹木自体に必要な管理の方法に関する事項は、次のとおりとする。

1. 景観重要樹木の良好な景観の維持・保全のために、剪定その他の必要な管理を行うこと。
2. 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
3. 景観重要樹木の保育の状況を定期的に点検すること。

景観重要樹木の指定

景観法(平成16年6月18日、法律第110号)第28条第1項の規定に基づき、景観重要樹木を次のように指定する。

指定番号	樹木 第3号
名称	中央公民館前広場のキョウチクトウ
所在地	船橋市本町2丁目2番5号
所有者	船橋市
樹 齢	約100年
規 模	高 さ： 約5.6m 幹 周 り： 0.26~0.37m
備 考	

【指定理由】

中央公民館前広場のキョウチクトウ(夾竹桃)は、小説家・太宰治が昭和10年7月~昭和11年10月にかけて、転地療養のため船橋に居住していた際に、旧居に植えていたとされるものです。太宰は著書「十五年間」の中で、最も愛着の深かった船橋町の家を離れる際、自ら植えた夾竹桃などへの思いを訴え、もう一晩泊まらせてほしいと手放して泣いたことを綴り、夾竹桃への並々ならぬ愛着を示しています。太宰の死後、昭和43年に旧居が解体される際も、その文化的価値から夾竹桃は保存され、昭和58年に中央公民館へ移植されました。現在は、船橋市内の太宰治にまつわる観光名所の1つとして認知され、来訪者に親しまれています。

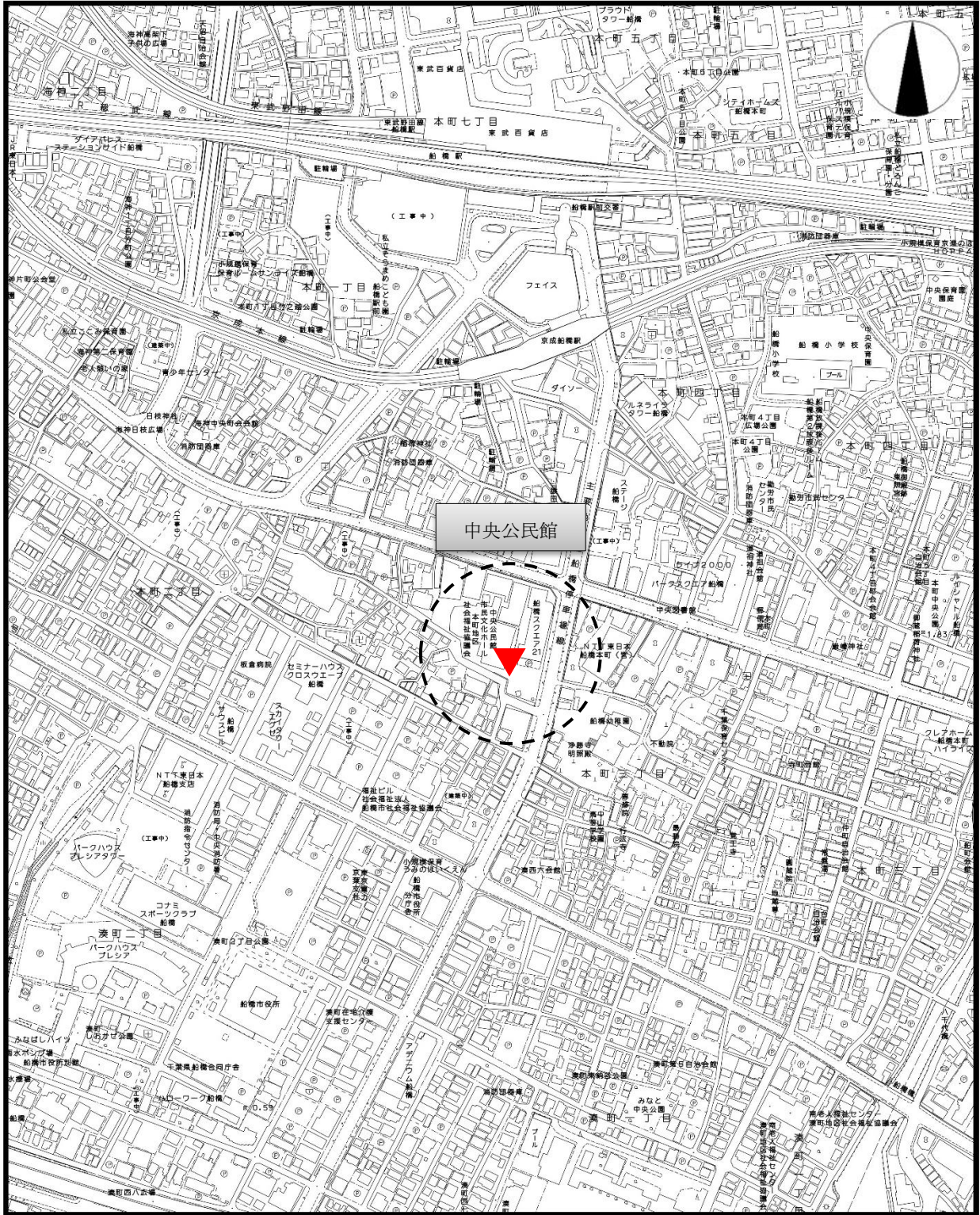
【添付図書】

- 別紙1 現況写真
- 別紙2 位置図
- 別紙3 管理の方針

【別紙1】現況写真



【別紙2】位置図（縮尺：1/5,000）



景観重要建造物の管理の方針

景観重要樹木の所有者及び管理者は、当該樹木が地域の良好な景観の形成に資するため、維持・保全に努めることを基本とし、当該樹木自体に必要な管理の方法に関する事項は、次のとおりとする。

1. 景観重要樹木の良好な景観の維持・保全のために、剪定その他の必要な管理を行うこと。
2. 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の措置を講ずること。
3. 景観重要樹木の保育の状況を定期的に点検すること。